

Jコード 器具

器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の摂取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、且つ食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう



届出時の必要書類

- ①食品等輸入届出書
- ②試験成績書(必要に応じて)

Jコードの分類

- J1 飲食器具 (コップ、フォーク等)
- J2 割ぼう具 (トング、フライパン等)
- J3 食品製造用械 (食肉加工用機械、製粉機等)
- J9 その他の器具 (食品製造用機械のパーツ、茶こし等)

・ [器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

J・Kコード記入例は[こちら](#)